

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市に所在し、コンクリート製品の製造を行う会社Bに雇用され、製造業務や搬送業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前7時35分頃、通勤のためC郡内をバイクで走行中、脇道から出てきた普通自動車と衝突し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「頸椎捻挫、腰部打撲、右肘右手関節部打撲捻挫、全身打撲」と診断され、通院加療を続けた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業給付を請求したところ、監督署長は、同年〇月〇日に受理した同請求書の診療担当者の証明欄に請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）している旨記載されていることから、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、通院加療中の平成〇年〇月〇日、一人でカラオケをしている

ときに倒れ、E病院に緊急搬送されて「高血圧性脳内出血」と診断されている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が平成〇年〇月〇日をもって治癒したものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、要旨、脳出血を発症したために十分な療養ができなかったという事情を勘案せず、医師の診断のみで治癒（症状固定）であると判断することは不当である旨主張している。

当審査会においては、請求人の主張を踏まえ、本件災害により受傷した負傷の程度とその療養の経過について精査したところ、打撲等の負傷は全身に及んでいるものの、骨折はしておらず、特に重症と判断される部位もなく、約半年に及ぶ療養期間によって症状が改善しないとは判断しにくいものである。F医師は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の休業給付請求書において、「平成〇年〇月〇日治癒」と明記しているところ、当審査会としても、同判断は妥当であると考え。請求人は、同日以降についても各受傷部位に痛みが残っており、マッサージなどをしてもらい症状が改善していた旨主張するが、G医師の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、同年〇月〇日以降における請求人の受診歴は、同年〇月〇日と同月〇日の2日のみであり、もはや継続的な治療が必要であったとは認められないものである。

なお、請求人の場合、平成〇年〇月〇日に発症した「高血圧性脳内出血」の後遺症への対処として、リハビリテーションを受けており、本件災害による負傷部位に対する施術と区別しにくいとの事情があるも、F医師は、平成〇年〇月〇日

付け意見書において、要旨、「脳出血後のリハビリを行っており、腰部打撲、右肘・右手関節部打撲捻挫の症状は軽快していると思われる。」旨を述べており、請求人が受けていたリハビリテーションは、私病である「高血圧性脳内出血」の予後のために実施されていたものと判断することが相当であり、また、仮に本件災害による身体部位に係る不全部分が残存することがあったとしても、同症状は固定状態にあり、治ゆ（症状固定）の判断に影響を及ぼすものではないと判断したことを付言する。

- 3 以上のとおり、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と判断し、治ゆ（症状固定）後の休業給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であってこれを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。